



中小企業組合 事例集

市町村等からの業務を受注する組合の事例を紹介します



連携の絆を深め、輝く明日へ

北海道中小企業団体中央会

Hokkaido Federation of Small Business Associations

はじめに

「地元の仕事は地元の業者で」。地域経済や自治体財政が厳しさを増すなか、受注する側、発注する側双方がともに願っていることです。それはまた、災害など様々なリスクへの対応が必要となっている昨今、ライフラインや住民が日常的に利用する施設などを安全・安心を保ちながら、維持管理していくうえでも重要といえます。

しかし、経営環境の悪化から業容の伸び悩み、人手不足などの状態にある地域の中小企業・小規模事業者が、自治体の発注する一定規模の業務を単独で受注することは難しくなっているのが現状です。

こうした問題を解決するためには、組合による受注が有効です。道内には地域に精通・密着した中小企業者が事業協同組合等を組織して共同で仕事を請け負い、自治体や住民のニーズに応え、信頼を得ている例が多々あります。

この事例集では、各地で行われている組合によるそうした取組を紹介します。同様の問題の解決を模索する関係者の皆様の一助になれば幸いです。

目次

1	中小企業組合とは	1P
2	官公需適格組合とは	3P
3	中央会とは	5P
4	事例の紹介	
【道央地区】	No.1 市営墓地維持管理（江別環境サービス協同組合）	7P
	No.2 一般廃棄物等収集運搬、リサイクルセンター等運営管理（江別リサイクル事業協同組合）	7P
	No.3 道路、公園等維持管理（千歳市環境整備事業協同組合）	8P
	No.4 公園及び施設等の維持管理（石狩総合管理協同組合）	8P
	No.5 上下水道施設維持管理（小樽市管工事業協同組合）	9P
	No.6 再生資源の収集・分別・加工の共同受注（小樽資源リサイクル協同組合）	9P
	No.7 除排雪、道路維持及び河川維持管理業務（総合環境整備協同組合）	10P
	No.8 排水機場維持管理（岩見沢公共施設維持管理事業協同組合）	10P
	No.9 広報紙の印刷業務（岩見沢印刷業協同組合）	11P
	No.10 石油製品共同受注（夕張エネックス協同組合）	11P
	No.11 家庭系一般廃棄物収集・運搬業務（苫小牧廃棄物協同組合）	12P
	No.12 公共施設等の維持・管理業務（白老建設業協同組合）	12P
【道南地区】	No.13 一般廃棄物収集運搬（渡島環境管理協業組合）	14P
	No.14 畳工事共同受注（函館地方畳商協同組合）	14P
	No.15 排水設備工事等、下水道及び温泉供給の維持管理業務（函館市排水設備指定業者協同組合）	15P
	No.16 特殊車両等の点検整備共同受注（函館機械メンテナンス協同組合）	15P
【道北地区】	No.17 公共施設等維持管理（美瑛施設管理協同組合）	17P
	No.18 除排雪業務（士別環境維持管理協同組合）	17P
	No.19 建設工事等共同受注及び共同施工（北星開発事業協同組合）	18P
	No.20 廃棄物の収集運搬とリサイクル施設の運営管理（富良野地区清掃事業協同組合）	18P
	No.21 最終処分場維持管理（豊富町産廃処理協同組合）	19P
	No.22 除排雪及び道路維持業務（宗谷道路環境事業協同組合）	19P
【道東地区】	No.23 維持修繕業務（芽室町維持修繕協同組合）	21P
	No.24 道路維持管理及び除排雪業務（幕別企業協同組合）	21P
	No.25 道路維持管理及び除排雪業務（鹿追建設事業協同組合）	22P
	No.26 スクールバス運行受託（浜中輸送事業協同組合）	22P
	No.27 除排雪・道路維持・河川等維持管理及びパトロール業務（釧路道路整備協同組合）	23P
	No.28 石油製品共同受注（釧根地方石油業協同組合）	23P
	No.29 除排雪及び道路維持管理（小清水町委託事業協同組合）	24P
	No.30 公共施設維持管理業務（北見造園緑化事業協同組合）	24P
	No.31 除排雪・道路維持・自動車運行業務等（雄武ノースクリエート事業協同組合）	25P

1 中小企業組合とは

(1) 組合とは

中小企業・小規模事業者は、規模が小さいがために技術力や信用力などが正当に評価されず、取引をするうえで不利な立場に置かれることが少なくありません。一方、保有する設備や人材、資金などが限られているため、大型の事業や特別な設備、広範な技術を求められる業務に対応しきれないのも事実です。

こうした弱点を克服し、中小企業・小規模事業者の事業活動を維持、発展させるために有効な方策として、同業者が寄り集まって組合をつくることが考えられます。

組織化して共同で事業を行うことにより、個々の企業の経営資源を補い合うことができ、単独では困難であったより大きな規模の事業や付加価値の高い業務を受注することが可能になるのです。

(2) 共同事業の主な種類・メリット

組合員の事業を補完するものであれば、ほぼ全ての経済的な事業を行うことが可能です。中でも、多くの組合が実施している事業は次の4事業です。

共同受注

大きな仕事の受注

組合が注文を受け、組合員が分担して製造・加工等を行い組合が納品する事業です。

これにより、大口の発注や大型の工事等を受注する事が可能になるほか、取引条件の改善などを図ることができます。

共同販売

新たな販路開拓

組合員が製造した製品等を組合が一本化し販売を行う事業です。

販売価格や決済条件などの取引条件が有利になるほか、大口需要先への対応や新たな販路の開拓や拡大を図ることができます。

共同購買

大量仕入によるコスト削減

組合員が必要とする資材等を組合が一括購入し、組合員に供給する事業です。

これにより、仕入先との交渉力が強化され、仕入価格の引下げ、決済などの取引条件の改善等を図ることができます。

共同生産

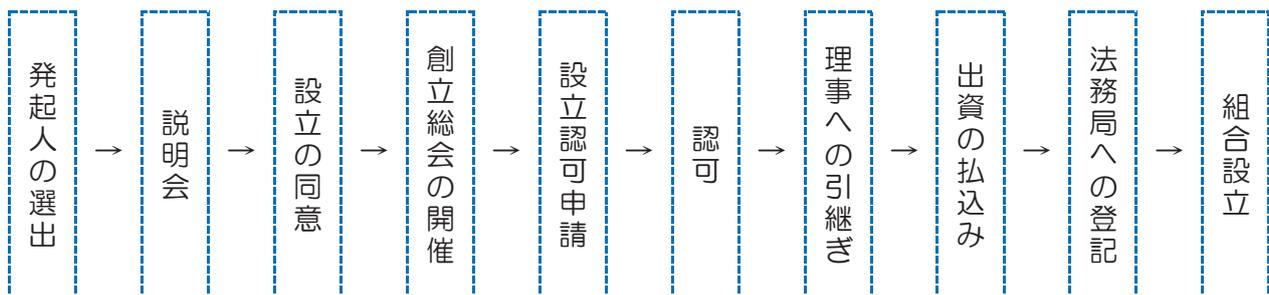
大型設備の導入

個々の組合員では所有できない大型の設備等を組合が導入し、組合員が必要とするものを生産・加工し、組合員に供給する事業です。

これにより、製造コストの削減、品質の向上及び均一化などを図ることができます。

(3) 組合の設立

4人以上の組合の設立に同意する事業者が集まり、定款や事業計画などを決定し、行政庁の認可を経て、法務局への登記が完了することで設立となります。



※詳細は中央会までお問い合わせください。

(4) 各組織の比較

組織の種類 組織の内容	事業協同組合 (事業協同小組合)	協業組合	株式会社
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	組合員の事業を統合、規模を適正化し、生産性向上、共同利益の増進	利益追求
性格	人的結合体	人的・物的結合体	物的結合体
事業	組合員の事業を支援する共同事業	組合員の事業の統合、関連事業、付帯事業	定款に掲げる事業
設立要件	4人以上の事業者が参加すること	4人以上の事業者が参加すること	資本金1円以上 1人以上
組合員資格 (加入資格)	地域内の小規模事業者(概ね中小企業者)	中小企業者(組合員の推定相続人を含む)及び定款で定めるときは4分の1以内の中小企業者以外の者	無制限
責任	有限責任	有限責任	有限責任
発起人数	4人以上	4人以上	-
加入	自由	総会の承諾が必要	株式の譲受・増資割当による
任意脱退	自由	持分の譲渡による	株式の譲渡による
組合員比率	ない	ない	-
従事比率	ない	ない	ない
出資限度	100分の25(合併・脱退の場合100分の35)	100分の50未満(中小企業者でないもの全員の出資総額は100分の50未満)	-
議決権	平等(1人1票)	平等(ただし定款で定めるときは出資比率の議決権も可)	出資別(1株1票)
員外利用限度	原則として組合員の利用分量の100分の20まで(特例あり)	-	-
配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	定款に定めた場合を除き出資配当	出資配当
根拠法	中小企業等協同組合法 (制定:昭和24年)	中小企業団体の組織に関する法律 (制定:昭和33年)	会社法(制定:平成17年)

2 官公需適格組合とは

(1) 官公需適格組合とは

「官公需適格組合」は、官公需の受注に意欲的で、かつ受注した契約は、十分に責任をもって履行できる技術と経営基盤が整備されている組合であると、中小企業庁（北海道経済産業局）が証明した組合で、北海道には資格を取得している組合が72組合（平成31年3月現在）あります。

「官公需法」に基づくもので、その第3条には組合を積極的に活用するよう定めています。

また、毎年閣議決定される「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」においても「官公需適格組合」を積極的に活用するよう明示されているほか、北海道においても「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」により、随意契約制度の活用など官公需適格組合に対する配慮を定めています。

資格取得には、中央会の支援を受け、共同事業が、共同受注委員会のもとに、民主的かつ組合員の協調により円滑に行われる組織になっているなど、証明基準（次頁(3)）による審査があります。

※官公需～国や地方公共団体等が、物品の納入やサービス（役務）の提供、工事を発注すること

(2) 官公需施策体系図

◎中小企業基本法（昭和38年7月20日制定）

中小企業の振興・支援として基本的な理念や方針を定めています。

この法律において、官公需施策は、「中小企業の経営基盤強化策」の一つとして位置づけられており、「国等からの受注機会の増大」について定めています。（第23条）

◎官公需法（昭和41年6月30日制定）

※「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」

国等が調達を行うに際し、中小企業の受注機会の増大に努力するよう定めた法律です。国等の発注機関における中小企業者の受注機会の増大に向けた努力と組合等の活用を定めています。（第3条）

毎年度、中小企業向け契約目標額を定めた「国等の契約の基本方針」が閣議決定されています。各府省はこの基本方針に即して、それぞれの機関における「契約の方針」を作成することとなっております。（第4条、第5条）

地方公共団体も、国に準じた取組を行うよう努めることになっています。（第8条）

◎国等の契約の方針（毎年度閣議決定）

国では、毎年度、中小企業者向けの契約目標額や受注機会増大のための措置事項などを「中小企業者に関する国等の契約の方針」として取りまとめ、これを閣議決定し公表しています。

（国等の契約の方針の4つの事項）

第1. 中小企業者の受注の機会の増大の意義及び目標に関する事項

第2. 中小企業者の受注の機会の増大のために国等が講ずる措置に関する基本的な事項

第3. **新規中小企業者及び組合の活用に関する基本的な事項**

（一部抜粋）事業協同組合等、官公需適格組合の受注の機会の増大

国等は、共同受注体制が整っていること等の要件を満たす組合で中小企業庁が証明した「官公需適格組合」の受注機会の増大に努めるものとする。

第4. 前3号に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

(3) 各証明基準

物品・役務

- ①組合の共同事業に関し、組合員の協調裡に円滑に行われていること。
- ②官公需の受注に関し、熱心な指導者がいること。
- ③事務局常勤役職員が1名以上いること。
- ④共同受注担当役員が定められていること。
- ⑤共同受注担当役員を含めた若干名をもって構成する共同受注委員会が設置されていること。
- ⑥次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。
 - イ組合が受注しようとする物品等の種類及び規模
 - ロ共同受注に係る物品等についての具体的かつ公正な配分基準
 - ハ組合の役員及び共同受注に係る案件を実施した組合員が当該案件に関し連帯して責任を負う旨
- ⑦⑤の共同受注委員会が適正に運営が行われ、⑥の共同受注規約に従って組合運営が行われていること。
- ⑧共同受注した案件に関する検査体制が確立されていること。
- ⑨その他共同受注体制に関し問題があると認められるものではないこと。
- ⑩組合運営を円滑に遂行するに足りる経常的収入があること。
- ⑪その他経理的基礎又は金銭的信用の面で問題があると認められるものでないこと。
- ⑫組合又は組合員に予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当する事実がないこと。
- ⑬組合若しくは組合員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。）であること若しくは組合の役員等（代表者、理事等経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（同法第2条第6号）であること又は組合の役員等が暴力団の維持、運営に協力・関与しているなど社会的に非難されるべき関係を有する事実がないこと。
- ⑭その他組合の共同事業の遂行、組合及び組合員の労働福祉の状況、社会的信用その他の面で著しい問題があると認められるものでないこと。

工事

- 物品・役務の①～⑤、⑦～⑭までの証明基準に加え、さらに下記の要件が必要となります。
- ⑮共同受注事業を1年以上行っており、証明申請日の前1年間において、相当程度の共同受注の実績があること。
 - ⑯組合の定款において、組合員が自由脱退する場合の予告期間を1年としていること。
 - ⑰証明申請日の前1年間（2回目以降の申請（更新の場合を含む。以下同じ。）の場合にあっては2年間）において、組合と組合員とが同一の官公需の競争入札に応札したことがないこと。
 - ⑱公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、工事1件の請負代金の額が2,500万円（当該建設工事が建築一式工事である場合にあっては、5,000万円）以上のものを請け負おうとする組合にあっては、常勤役職員が2名以上あり、当該役職員のうち2名以上が技術職員であること。
 - ⑲⑱に該当する場合、組合の役員及び技術者が中心となり、共同受注に係る工事の施工の基本方針等についての総合的な企画及び調整を行う企画・調整委員会が設置されていること。
 - ⑳次の内容を有する官公需共同受注規約が定められていること。
 - イ組合が受注しようとする工事の種類及び規模
 - ロ共同受注に係る工事についての具体的かつ公正な配分基準
 - ハ組合技術職員が共同受注に係る工事の現場において、施工組合員の技術職員との密接な連絡の下に技術上の総合的な監督指導に当たる旨
 - ニ組合の役員及び共同受注に係る工事を施工した組合員が当該工事に関し連帯して責任を負う旨
 - ホ共同受注に係る工事を施工した組合員が脱退する場合には、当該案件に関し脱退後においても連帯して責任を負う旨の取決めを組合との間で交わす旨
 - ㉑官公需の受注に関し中小企業団体中央会の指導を受けていること。

3 中央会とは

(1) 概要

中小企業団体中央会（中央会）は、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に基づいて設立された特別民間法人で、各都道府県ごとに1つの中央会と全国中小企業団体中央会により構成されています。

中央会の主な目的は、中小企業の組織化を促し、連携による共同事業を推進することによって、中小企業の振興発展を図っていくことにあります。

中央会では、組合等の設立や運営の指導・支援、異業種の連携組織や任意グループなどの中小企業連携組織の形成支援などのほか、金融・税制や労働問題など中小企業の様々な経営問題についても相談に応じています。

また、組合等のために各種助成事業による支援を行っていますが、その経費の一部については国と地方公共団体から補助を受けていることから、国や道、市町村の中小企業担当部課と十分連携をとりながら事業を進めています。

(2) 活動内容

運営支援・指導

中小企業団体や中小企業のあらゆる課題解決をサポート！

- 中小企業の経営・労務・経理税務・法律等の各種相談
- 弁護士、税理士等による高度かつ専門的な問題についての個別指導
- 組合の金融、経理税務、事業運営、流通、労働問題等に関する講習会の開催
- 中小企業者及び官公需適格組合の官公需受注の促進

組織化支援

中小企業団体や連携組織の設立相談は中央会まで

- 組合等の設立に関する相談・支援
- 新連携等組合以外の連携組織の形成支援
- 小規模事業者の組織化促進の支援

情報提供

中小企業団体や中小企業に必要な情報を提供します

- 中小企業及び中小企業の組織に関する調査・研究
- 活路開拓事業・情報化対策事業等への助成
- 機関誌やホームページ、メールマガジンなどによる情報提供と連絡
- 中小企業振興対策の建議・陳情・請願
- 中小企業 PL保険制度、業務災害補償制度等の普及啓発
- 中小企業組合検定試験の実施と中小企業組合士の認定・登録

異業種交流

様々な業界の方が交流できる機会を創出します

- 各地域での交流懇談会の実施
- 組合青年部の支援・交流事業の実施
- 組合女性部の支援・交流事業の実施

道央地区



総合振興局・振興局

- 空知総合振興局
- 後志総合振興局
- 胆振総合振興局
- 石狩振興局
- 日高振興局

中央会 本部・支部

- 札幌本部
- 胆振支部
- 空知支部
- 後志支部



江別環境サービス協同組合

組合代表者	渡辺 英治	設立年月	平成21年11月
組合地区	江別市	組合員資格	石工事業
組合員数	6	出資金額	180千円

設立の経緯

江別市の「やすらぎ苑」をはじめとする市営墓地に関する各種業務は、従来市内の事業者が個別に受注していた。市内の各事業者は技術を有しているものの、大手企業と比較し人員の面で、台風等による被害や悪質ないたずらなどの緊急時の対応に窮することがあった。平成21年、市内の石工事業者等が集まり、組合員の経済的地位向上と市営霊園の更なる環境向上に資することなどを目的に協同組合を設立した。

事業活動の内容

事業名：墓地環境整備、墓地維持管理の共同受注

江別市から下記の業務を受注している。

- ①市営霊園内の草刈り業務
- ②市営霊園内のお盆時のゴミ収集や清掃業務
- ③市営霊園内における各種委託業務
- ④市営合同墓の納骨委託業務
- ⑤市民向けのお墓相談会の実施
- ⑥冬季事業の実施（排雪・雪下ろし）
- ⑦お墓に関する業務（お墓じまい・移設等）

市と組合との契約後、組合員に振り分けし各業務を行っている。

組合としては安定的に受注を確保しているほか、繁閑を考慮した受注配分を行うことによる各組合員企業の工期平準化にも寄与している。



官公需適格組合(物品納入等)

江別リサイクル事業協同組合

組合代表者	齋木 良一	設立年月	平成12年2月
組合地区	江別市	組合員資格	一般廃棄物収集運搬業
組合員数	7	出資金額	8,100千円

設立の経緯

設立当時、家電リサイクル法が施行され、また容器包装リサイクル法の完全施行が目前となるなど、一般廃棄物収集運搬業者である組合員を取り巻く事業環境は大きく変化し、事業者単体では時代の要請に 대응していくことは困難な状況にあった。そこで、市内の廃棄物に携わる事業者が組織化し、事業経営を充実・強化するとともに、組合員用の資材共同購入の実施や、家電製品の引き取り等の共同受注を目指し、協同組合の設立に至った。

事業活動の内容

事業名：一般廃棄物・廃家電・再生資源の収集運搬業務の共同受注（斡旋含）、リサイクルセンター等運営管理受託など

江別市等から下記の業務を受注している。

- ①一般廃棄物の収集運搬業務
- ②廃家電品の収集運搬業務
- ③再生資源の回収業務
- ④リサイクルセンター等運営管理業務
- ⑤リサイクルバンク運営業務
- ⑥市指定ごみ袋等管理業務

江別市からは、市内の家庭ごみにかかる収集運搬業務のほか、廃家電品、再生資源などの業務の受注斡旋を実施している。また、同市のリサイクルセンターの運営管理業務などを受託している。

市民の生活に直結する重要な業務としての意識を持ち、「安心して暮らせるまち」「環境にやさしいまち」を目指して日々活動を行っている。

No.3 道路、公園等維持管理



官公需適格組合(工事)

千歳市環境整備事業協同組合

組合代表者	山田 耕作	設立年月	昭和59年5月
組合地区	千歳市	組合員資格	建設業者等
組合員数	43	出資金額	16,200千円

設立の経緯

公共工事の減少が危惧されていた昭和59年当時、過当競争が懸念される中で、いかに各事業者の売上を確保するかが課題であった。そこで、同業者が組織化することで、土木建築技術の向上や共有、相互扶助の精神に基づく組合員の経済的地位の向上を図ることを目的に協同組合を設立した。

事業活動の内容

事業名：①各種工事の共同受注、共同施工
②除草、除雪、排雪、清掃、道路維持業務及び公共施設の維持管理業務の共同受注

千歳市等から下記の業務を受注している。
①道路・河川維持業務
②土木工事（舗装補修、市道整備など）
③公園管理業務（指定管理者制度による市内公園等の一括管理）
④その他管理業務（排水機場、排水路、用水路管理など）
市と組合との契約後、理事会において選任された共同受注委員が担当組合員企業を選定し、業務を行う。
市からは、様々な事業の発注業務の効率化を図ることができたほか、公園の一括指定管理による整備水準の高度な平準化や利用者の安全などが以前より向上したと高く評価されている。

No.4 公園及び施設等の維持管理



石狩総合管理協同組合

組合代表者	渋屋 敬吉	設立年月	平成17年1月
組合地区	石狩市	組合員資格	建設業、土木業等
組合員数	22	出資金額	10,200千円

設立の経緯

設立当時、石狩市公園条例が改正され、公園施設等の維持管理業務について、指定管理者に管理を行わせることができることとなった。そこで、市内の造園、土木及び建築工業者が21社（現在22社）集結し、委託される各種施設の維持管理業務の共同受注及び相互扶助の精神に基づき経済的地位の向上を図ることを目的とし、協同組合の設立に至った。

事業活動の内容

事業名：公園及び施設等の維持管理業務の共同受注

石狩市等から下記の業務を受注している。
①市内の公園の管理業務（石狩市・指定管理）
②石狩市防災ひろばの管理業務（石狩市・指定管理）
③海浜公園の管理業務（一般社団法人石狩観光協会）
石狩市からは、市内の公園にかかる管理業務のほか、防災ひろばの管理業務を指定管理にて受託している。また、同市の観光協会からは海浜公園の管理を単年度で受託している。自主事業として市民向けのカーテニング講習会等を開催するなど、地域への貢献を心掛けた活動を行っている。

No.5 上下水道施設維持管理



官公需適格組合(物品納入等)

小樽市管工事業協同組合

組合代表者	堀岡 秀之	設立年月	昭和48年9月
組合地区	小樽市	組合員資格	管工事業者等
組合員数	15	出資金額	15,000千円

設立の経緯

より高度な上下水道管工事が行政や地域住民から求められていた昭和48年当時、小樽市内の水道指定業者16社が集まり、市の水道部との連携をより一層強化し、業界発展とライフラインの拡充を図ることを目的とした、協同組合を設立した。これにより、組合員企業が修繕工事や給水工事などの共同事業を通じて、事業の効率化を図ることが可能となった。

事業活動の内容

事業名：上下水道管工事の共同受注、上下水道施設維持管理及び業務等の受託事業

主に小樽市から下記の業務を受注している。

- ①水道メーターの交換業務
- ②給水栓水等の監視業務
- ③水道局本庁舎宿日直等の業務
- ④給水栓水採水の業務
- ⑤修繕工事等の待機業務
- ⑥余市川水源取水施設の監視業務

平成18年には官公需適格組合証明を取得し、官公需共同受注配分基準に従って各組合員に事業を配分しており、組合員は安定的な受注を得られている。

市民生活に必要な不可欠なライフラインの1つである、上下水道の維持管理等が安定的かつ効率的に行われることにより、安心安全な地域社会の発展に貢献している。

No.6 再生資源の収集・分別・加工の共同受注



小樽資源リサイクル協同組合

組合代表者	畑 賢治	設立年月	平成9年12月
組合地区	小樽市	組合員資格	再生資源卸売業
組合員数	6	出資金額	1,000千円

設立の経緯

平成7年6月に公布された「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」によって、小樽市においてもすべての容器包装を対象にリサイクル推進が行われることになった。この法律の運用によって分別排出への啓蒙が進み、容器包装廃棄物が大量に発生し、資源の質や回収コストといった各種問題が発生することが予想された。これにより、小樽市内の資源回収業者が長年培ってきた技術とノウハウを結集し、容器包装廃棄物、事業所発生資源の回収及び再利用をすることを目的に協同組合を設立した。

事業活動の内容

事業名：再生資源の収集・分別・加工の共同受注

小樽市から下記の業務を受注している。

- ①資源物収集業務
- ②資源物処理業務

小樽市内の一般家庭から紙類の資源物の収集及び処理業務を行っている。また、収集後の紙類の計量・選別・圧縮梱包・保管・搬出処理に関する業務についても受託している。組合設立によって小樽市からの受注窓口を一元化することができたため、受発注業務の時間短縮及び効率化が可能となり、組合員の経営安定や地域住民へのサービス向上に多大な貢献をしている。

No.7 除排雪、道路維持及び河川維持管理業務



総合環境整備協同組合

組合代表者	白木 巖	設立年月	平成18年10月
組合地区	俱知安町	組合員資格	土木事業者等
組合員数	16	出資金額	480千円

設立の経緯

俱知安町における建設業者の大部分は小規模事業者であり、その経済基盤は極めて脆弱な企業が多いのが現状であった。このような状況下において、平成18年に俱知安町からの除排雪、道路維持補修業務の受注を円滑に行うことにより、地元企業の経営体質の強化や受注機会の確保を図り、より安定した業務量の確保を目的に協同組合を設立した。

事業活動の内容

事業名：除排雪の共同受注、道路維持補修業務の共同受注、河川の維持補修管理及び防災業務の共同受注

主に俱知安町から下記の業務を受注している。

- ①冬期除排雪
- ②道路維持業務
- ③河川管理施設

町からの業務受注窓口を一元化することにより、受発注業務の大幅な効率化及び改善効果があり、作業の安全性についても確立されている状況である。また、組合設立によって、従来よりも高度な業務の遂行や業務の効率化が可能となり、組合員の経営の安定を図ることとなった。

No.8 排水機場維持管理



官公需適格組合(物品納入等)

岩見沢公共施設維持管理事業協同組合

組合代表者	新川 勝久	設立年月	平成25年9月
組合地区	岩見沢市	組合員資格	土木事業者等
組合員数	10	出資金額	5,000千円

設立の経緯

岩見沢市では、石狩川など大きな河川に囲まれた地形により、過去多くの水害に見舞われており、洪水防止等を目的に設置された排水施設等の点検整備及び維持管理体制の強化が求められていた。平成25年、市内のこれら施設の維持業務に従事する事業者が集まり、包括的な維持業務受注による安定的な施設維持、運営及び専門性の極めて高い技術の継承などを目的に協同組合を設立した。

事業活動の内容

事業名：排水機場等公共財の維持管理業務及び修繕業務の共同受注

岩見沢市から下記の業務を受注している。

- ①排水機場点検
- ②排水機場修繕
- ③排水機場施設管理
- ④集水路維持管理

受注した各業務は、理事会等で選定された担当の組合員企業が行っている。

市としては、河川氾濫の防止上重要な施設維持の安全性を担保できている状況である。組合員企業間において高度な専門性を必要とする技術の共有、継承も図れることから、施設維持の継続性の観点からも極めて有効な形態であると評価されている。現在一部業務については随意契約となっているが、全ての発注業務の随意契約の締結を目指している。

No.9 広報紙の印刷業務



官公需適格組合(物品納入等)

岩見沢印刷業協同組合

組合代表者	小川 有積	設立年月	平成28年12月
組合地区	岩見沢市	組合員資格	印刷業
組合員数	4	出資金額	40千円

設立の経緯

従来、岩見沢市からの広報紙の印刷業務は単年度による入札となっており、受注した事業者はその年度のみパートを臨時雇用したり、職員の超過勤務が多く発生するなど、1社で請け負うには非常に負担の大きい状況であった。そこで、市内の印刷業に携わる事業者が組織化し、広報紙の印刷業務の共同受注を目指す協同組合の設立に至った。

事業活動の内容

事業名：印刷等業務の共同受注

岩見沢市から下記の業務を受注している。

①「広報いわみざわ」の印刷業務

受注した印刷業務は、組合員に配分を行い各社が印刷・製本を行ったうえ、市に対して個別に納入している。この受注によって、安定的な受注且つ繁閑差の平準化がなされ、人員の配置などこれまでにない効率的な経営を行うことが可能となった。市民が直接手に取る広報紙の印刷を行う事業者として、各社の技術水準の向上を目指した研究会を組合主催で行ったり、官公需適格組合の認定の取得を目指すなど、立ち上げ3年目ながら活発に活動を行っている。

No.10 石油製品共同受注



官公需適格組合(物品納入等)

夕張エネックス協同組合

組合代表者	北島 嗣之	設立年月	平成19年6月
組合地区	夕張市	組合員資格	燃料小売業
組合員数	7	出資金額	5,000千円

設立の経緯

大手小売業者の参入やセルフスタンドの増加、夕張市の財政再建団体指定による人口減少や需要の落ち込みなど極めて厳しい経営環境に置かれた市内の燃料小売業者が集まり、顧客への安定供給や経営の合理化、夕張シューパロダム工事開始に伴う共同受注を目的に協同組合を設立した。

事業活動の内容

事業名：石油製品（副資材を含む。）の共同受注

主に夕張市から下記の石油製品の納入を受注している。

- ①市役所本庁舎（灯油、A重油）
- ②学校、消防などの市関連施設（灯油、A重油）
- ③道路維持作業車、除雪車などの市所有車輛（軽油、ガソリン）
- ④市営住宅（灯油）

受注した各製品の納入は、受注規約に基づき各組合員企業に配分して行っている。

平成20年9月には官公需適格組合証明を取得し、上記①～④の納入を一括して随意契約できるよう市に働きかけしているところである。平成27年7月には、災害時に石油類の優先給油等を行う内容の、「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」を市と締結。市及び地域住民の災害時の安全がより確保されたと評価されている。

No.11 家庭系一般廃棄物収集・運搬業務



苫小牧廃棄物協同組合

組合代表者	渡辺 健治	設立年月	平成28年1月
組合地区	苫小牧市	組合員資格	一般廃棄物収集運搬業許可を有するごみ収集運搬業者
組合員数	9	出資金額	4,500千円

設立の経緯

苫小牧市が家庭系一般廃棄物収集・運搬業務の委託先1社を許可取消処分した際に、代わって委託する事業者の選定に苦慮したことから、市は組合への発注による委託先の一本化を模索していた。これに対応するために受託事業者9社が一体となり、統一かつ効率的な収集運搬を行い、市民サービスの向上と塵芥収集の社会的使命を果たすため協同組合を設立した。

事業活動の内容

事業名：家庭系一般廃棄物の収集・運搬業務の共同受注

苫小牧市から下記の家庭系一般廃棄物の収集・運搬業務を受注している。

- ①可燃・不燃・廃プラ・資源・紙
- ②大型ゴミ
- ③蛍光管
- ④剪定枝

組合員の業務の効率化、廃棄物の処理コストの引き下げが図られている。

平成28年7月からは試験的に実施されている家庭ごみの戸別収集を行っている。

家庭ごみの個別収集は、2年間のモデル事業であるため、組合内でも本格的な実施に向けた課題などについて話し合い、今後も苫小牧市と連携して業務を行っていく予定となっている。

No.12 公共施設等の維持・管理業務



白老建設業協同組合

組合代表者	清水 尚昭	設立年月	平成28年3月
組合地区	白老町	組合員資格	土木事業者等
組合員数	21	出資金額	2,100千円

設立の経緯

白老町から発注される業務を各社がそれぞれ個別に受託してきたが、町営住宅等の維持修繕補修業務については建設業協会の一部の会員が共同で出資した株式会社白建協が受託してきた。民間企業1社による継続した安定受注は今後難しくなるとの代表者の考えと指定管理者制度への移行を検討する町の考えが一致し、協同組合を設立した。

事業活動の内容

事業名：公共施設等の維持管理の共同受注

白老町から下記の業務を受注している。

- ①町営住宅等の維持管理補修業務
- ②小中学校及び教職員住宅の維持管理補修業務

具体的には、町営住宅等の修繕対応、学校や教員住宅などの公共施設等の維持管理業務と、白老町の町営住宅等（約1,000戸）の修繕・管理の共同受注業務を行っている。

作業を丁寧にだけでなく、地域に密着し、入居者とコミュニケーションをとる事が大切だと考え業務を行っている。

道南地区



総合振興局・振興局

- 渡島総合振興局
- 桧山振興局

中央会支部

- 道南支部

No.13

一般廃棄物収集運搬



渡島環境管理協業組合

組合代表者	井上 修	設立年月	平成21年11月
組合地区	(渡島総合振興局管内)	組合員資格	一般廃棄物の収集運搬業
組合員数	5	出資金額	1,500千円

設立の経緯

七飯町での一般廃棄物及び廃家電の収集運搬業務は、従来七飯町内の業者が個別に行っていた。しかし、廃棄物の収集運搬コストの引き下げは、地元自治体・収集運搬業者双方にとって喫緊の課題であり、簡素で効率的な運営を求められていた。そこで、平成21年11月、町内の一般廃棄物収集運搬業又は廃家電の収集運搬業者4社により一般廃棄物（事業系を除く。）の収集運搬、特定家庭用機器再生商品化法に定める家電製品（通称 廃家電）の収集運搬を主たる目的とする一部協業の協業組合を設立した。

事業活動の内容

事業名：一般廃棄物（事業系を除く。）収集、運搬、処理及び処分

七飯町から下記の業務を受託している。（平成25年に廃家電の収集運搬業務の受託は廃止）

- ①一般廃棄物処理業
「じん芥収集業務」「資源ごみ収集業務」「廃プラスチック運搬業務」
- ②廃棄物処理施設管理業
「リサイクルセンター管理業務」「一般廃棄物最終処分場管理業務」

平成22年度からの本格的な受託業務の実施により、①住民に対する均一なサービスの提供 ②効率的な収集運搬区域の設定 ③輸送コストの引き下げ・売上原価の引き下げ ④労働条件の均一と労務環境の改善等の協業化のメリットを十分享受している。また、全道的・全国的な人口減少の中において、七飯町では北海道新幹線開業による車両基地の建設・新規住宅着工件数の伸びなどによりわずかながら人口増加が期待できる地域であることから、さらなる住民サービスの向上・快適な生活の実現に向けて努めている。

No.14

畳工事共同受注



官公需適格組合(工事)

函館地方畳商協同組合

組合代表者	若林 英勝	設立年月	昭和43年7月
組合地区	渡島総合振興局 (函館市を含む)及び 檜山振興局管内	組合員資格	畳業(製造業、販売業)
組合員数	19	出資金額	5,920千円

設立の経緯

畳工事とは、建設業の中の内装仕上工事業の一種であり、建設業の中でも畳工事の受注金額はそれほど大きくなく、設立以前は各畳工事業者が入札により受注していた。当時は函館市内において約45人の畳工事業者が活動していたが、受注金額のばらつきや、受注規模によっては他の建築工事の中に含まれて発注される問題に悩まされていた。そこで先代理事長若林勝郎氏を中心に昭和43年7月に畳工事専門業者により、受注機会の拡大を目的に協同組合を設立した。

事業活動の内容

事業名：畳工事の共同受注

函館市及び函館市住宅施設公社から下記の工事を受注している。

- ①市庁舎畳工事（函館市）
- ②市営住宅、道営住宅畳工事（函館市住宅施設公社）

管内組合員数19人により組織され、函館市内においては、畳工事業者の100%が当組合に加入している。

また、昭和61年に官公需適格組合証明を取得したことにより、函館市からの分離分割発注を獲得。官公需適格組合として、北海道官公需適格組合協議会に参画しており、官公需適格組合制度の普及・拡大にも努めている。

近年では、住宅環境の変化により、新築物件に畳を取り入れないことが多く、厳しい状況が続く中、平成28年4月からは函館市との随意契約により特別史跡五稜郭跡内にある箱館奉行所の畳工事を施工。組合員19社により約360枚の畳工事を実施した。この大規模な畳工事を受注できたのは、組織強化対策の実施や、日頃の作業に関しても問題がなく、受注先からの信頼を積み重ねてきたものであり、多くの組合の模範となるものである。

No.15 排水設備工事等、下水道及び温泉供給の維持管理業務



官公需適格組合(工事)

函館市排水設備指定業者協同組合

組合代表者	木村 謙一	設立年月	昭和49年4月
組合地区	函館市、北斗市、七飯町	組合員資格	建設業許可を有し排水工事業を行う函館市の指定業者
組合員数	23	出資金額	6,900千円

設立の経緯

当組合が設立された昭和49年頃、函館市は完全水洗化が実施されることとなり、市内の排水設備指定業者が全面的に協力して事業の推進に当たる必要があった。事業規模や事業の公共性から、事業の円滑な推進には業界の団結と相互扶助に基づく運営強化を図る必要があることから、協同組合の設立に至った。

事業活動の内容

事業名：①水洗式便所設置及び土木工事並びに排水設備工事の共同受注及び共同施工
②水洗式便所及び排水設備の定期清掃並びに改修、修理の共同受注及び共同施工
③下水道及び温泉供給の維持管理に関する業務の共同受注及び共同施工 等

函館市企業局から下記の業務を受注している。

- ①公共枮の新設・移設・補修・撤去工事
- ②下水本管の布設・補修・撤去等工事
- ③マンホール補修及び鉄蓋取替え、枮蓋上部取替え等工事
- ④汚水排水経路等の調査・改造工事
- ⑤温泉供給施設維持管理業務 等

昭和60年に官公需適格組合証明を取得し、官公需共同受注委員会の決定に基づき各組合員に事業を配分しており、組合員は安定的な受注を得られている。社会生活に必要不可欠な公共インフラである下水道・排水設備の工事及び維持管理が安定的・効率的に実施されていることにより、地域社会の生活利便性向上に貢献している。

No.16 特殊車両等の点検整備共同受注



函館機械メンテナンス協同組合

組合代表者	辰宮 章	設立年月	平成20年2月
組合地区	渡島総合振興局及び檜山振興局管内	組合員資格	自動車分解整備業
組合員数	17	出資金額	1,700千円

設立の経緯

北海道開発局では、従来、整備・修理の入札及び発注は各道路事務所において1台毎に行われていたが、平成13年に当時の運輸省・建設省・北海道開発庁・国土庁の4省庁が省庁再編により統合され、国土交通省となったことに伴い、契約形態も原則各道路事務所の車輛を一括して入札するシステムに変更され、年間を通じたメンテナンス契約に移行されることとなった。発注台数が増加すると、作業人員・作業スペース等の問題により単一企業では納期までに整備作業を終了することが不可能となり、受注できなくなることが懸念されたことから、協同組合による一括受注の必要性が生じ、設立された。

事業活動の内容

事業名：自動車分解整備の共同受注

北海道開発局函館開発建設部から下記の作業を受注している。

- ①維持除雪機械の分解整備
- ②災害対策車の分解整備
- ③公用車の分解整備

共同受注の実施により、一括発注されるシステムに対応することが可能となり、各組合員が安定した業務の確保を実現することができた。また、契約等に関する窓口が一元化されたことに伴い、事務手続き等の効率化によるコストメリットの創出や、連絡・調整機能の集約化による統一的な指示体系の確立など、行政側にとっても煩雑な事務手続き等から解消されるなどのメリットがあるものと思われる。このことにより、円滑な事業の実施が可能となり、地域社会における交通インフラ整備に貢献している。

道北地区



総合振興局・振興局

- 上川総合振興局
- 宗谷総合振興局
- 留萌振興局

中央会支部

- 上川支部
- 宗谷支部

No.17 公共施設等維持管理



美瑛施設管理協同組合

組合代表者	池田 由行	設立年月	平成19年10月
組合地区	美瑛町	組合員資格	一般土木建築工事業者
組合員数	6	出資金額	1,800千円

設立の経緯

平成15年に地方自治法の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効率的に達成するため、施設の管理運営を民間事業者でも当該地方公共団体が指定を行えば可能となった。また、多様化する住民ニーズへの効果的・効率的な対応をするため、民間事業者の有するノウハウを活用することが求められていることもあり、協同組合を設立することによって組合員のために共同で一括受注するための体制を整え、組合員個々で成しえない受注機会の拡大を図り、経営の安定基盤の確立を目指すことから、協同組合設立に至った。

事業活動の内容

事業名：施設等維持管理委託業務の共同受注

美瑛町から下記の業務を受注している。

- ①公園維持管理
- ②パークゴルフ場施設管理
- ③施設設備保守点検（保育所、まちの交流施設 bi.yellほか）
- ④その他草刈り、枝はらい等

町より受注した各業務を、組合で選定した組合員企業に配分し各業務を行っている。

組合の設立により、これまで業務内容毎に各施設に個別発注していた町としては、発注業務の効率化を図る事が出来た。

指定管理以外の受注内容としては、500万円以下の建設業の許可が不要な工事、130万円以下の小規模修繕工事が主なものとなり、パークゴルフ施設の管理は町から組合に委託する事でサービスの質を向上させられるとともに行政コストの縮減などを図ることが出来る。また、組合側としても草刈り、枝はらい等、最低限の免許があれば資格を有しなくても受注出来るため、組合及び地方公共団体ともに利益がある体制となっている。

No.18 除排雪業務



士別環境維持管理協同組合

組合代表者	佐藤 政美	設立年月	平成28年11月
組合地区	士別市	組合員資格	土木工事業者等
組合員数	5	出資金額	2,500千円

設立の経緯

市が行う公共施設等の除排雪業務を請け負っていた組織体が高齢化に伴い解散し、住民生活の安全への影響が懸念されていた。また、それぞれ業務によって市の発注セクションが異なることから、発注を一本化することができないため、受注の一本化と、除排雪業務を請け負うための事業体を組織化する必要性があった。

そこで、市内中小企業者として地域の除排雪業務の継続と、組織体の解散によって働き場を失った市民の雇用維持と、労働機会の確保も念頭においた事業展開を行う目的で協同組合設立に至った。

事業活動の内容

事業名：除排雪業務の共同受注

士別市から下記の除排雪業務を受注している。（道路の除排雪業務に関しては市内にある既存の協同組合が行っている）

- ①独居老人世帯
- ②公営住宅
- ③市立病院の医師住宅
- ④公園トイレなど公共施設等

また、冬季の除雪のみの受注では将来的に組合運営が難しくなることが懸念されたため、下記事業にも取り組む予定となっている。

・市公共施設等の環境維持管理業務の共同受注

夏季期間も市内公園、保育所や児童館の草刈り等に取り組み、さらに今後は設備の保守点検の業務についても、市から受注する予定となっている。

こうした受注体制が整うことにより、協同組合の年間稼働の見通しが立ち、組合員の経営力強化も図られるほか、就労者の安定雇用を確保するとともに地域活性化に貢献し、地域に根差した組合運営に取り組んでいる。

No.19 建設工事等共同受注及び共同施工



官公需適格組合(工事)

北星開発事業協同組合

組合代表者	齋藤 直哉	設立年月	平成7年12月
組合地区	稚内市、豊富町、 浜頓別町	組合員資格	土木事業
組合員数	5	出資金額	44,000千円

設立の経緯

当時の建設業界を取り巻く情勢は非常に厳しいものがあり、入札にかかる諸問題や新入札制度の導入、発注工事の大型化など、小企業者にとっては窮状を余儀なくされている状況にあった。また、業界の中では小企業者の数が最も多いことから、恒常的な過当競争を強いられ、生産性は悪化、経営状態にも影響し、ついには共倒れになりかねない状況に追い込まれていた。

これらの状況に対応できるべく体制を整え、組合員の相互扶助の精神を发扬して社会に貢献することを目的に、協同組合の設立に至った。

事業活動の内容

事業名：建設工事等の共同受注及び共同施工、資材の共同購買

北海道開発局稚内開発建設部等から下記の工事を受注している。

- ①排水路工事
- ②農地保全建設工事

受注した各業務を、組合で選定した組合員企業に配分し各業務を行っている。

組合の設立により、各施設の各業務を個別に受注していた設立以前に比べ、大幅な受注業務の効率改善効果があった。

地域的に公共工事以外の工事受注を期待出来ないことから、国等の公共事業を確実に受注する体制をさらに強化し、農業土木工事は勿論のこと、これまでの実績を積極的にPRし、多様な公共工事に対応することができるよう取り組んでいる。

No.20 廃棄物の収集運搬とリサイクル施設の運営管理



富良野地区清掃事業協同組合

組合代表者	高橋 稜二	設立年月	平成8年2月
組合地区	富良野市、 中富良野町	組合員資格	廃棄物処理業 (収集運搬・処理)
組合員数	5	出資金額	4,600千円

設立の経緯

不法な廃棄物の処理や不法投棄が社会問題となっている中で、廃棄物の適正な処理と取扱を周知して分別とリサイクルを目指すため、富良野市及び中富良野町の塵芥収集業務及び富良野市リサイクルセンターの運営管理にて廃棄物の分別と固形燃料の生産を受託し、大事な資源を消費することなくリサイクル品を資源として再利用することを浸透させるとともに組合員の経営の健全化を目指すことを目的に、協同組合の設立に至った。

事業活動の内容

事業名：廃棄物収集運搬の共同受注、廃棄物の共同処理及び共同生産

富良野市及び中富良野町から下記の業務を受注している。

- ①塵芥収集委託業務（富良野市、中富良野町）
- ②固形燃料化施設の運営管理、資源化処理業務（富良野市）

富良野市は平成13年から「分ければ資源・混ぜればごみ」を合言葉に14種分別による徹底した資源化の取組を推進している。なかでもリサイクルセンターにて紙くずや木材、樹皮で生産する廃棄物固形燃料（RDF）はボイラー燃料として製紙工場などへ販売したり公共施設の燃料にするなど毎年2,000トンを超える生産量を誇っている。これらの業務を組合が受託し組合員へ配分することで、組合員の経営の安定と雇用の確保につながる。また、自治体は業務委託手続の簡素化を実現することができ、双方にメリットが生じる。組合がこの事業を継続して実施することで、リサイクル達成率が90%以上という全国でも数少ない自治体である富良野市による循環型社会の形成に貢献している。

No.21 最終処分場維持管理



豊富町産廃処理協同組合

組合代表者	佐々木 正義	設立年月	平成9年9月
組合地区	豊富町等	組合員資格	建設業者等
組合員数	72	出資金額	13,200千円

設立の経緯

物質的に豊かな社会が形成された一方で、ものを単に消費し余ったものは捨てるという大量消費の生活様式となり、結果として年々捨てられるごみの処理が困難となりつつあった。また、不法投棄も意図的に行われることが増え、その手口も巧妙悪質化の傾向にあった。

そこで法に基づく規制の徹底と、発生量に見合う処理施設の確保が急務となり、また、環境改善と企業の安定供給を図るために処理費用負担が必要なことから、従来の協議会での運営が困難なため、協同組合の設立に至った。

事業活動の内容

事業名：共同施設の設置及び維持管理

豊富町等から下記の業務を受注している。

- ①産業廃棄物の管理安定型最終処分場の設置及び維持管理
- ②組合員のためにする産業廃棄物の共同処理及び産業廃棄物の収集運搬
- ③組合員のためにする再生資源の共同購入及び共同販売

共同処理に関しては、主に組合員が排出する建設系産業廃棄物を処理している。

当組合が産業廃棄物収集運搬業の許可を取得し、組合員企業が排出した産業廃棄物について、所有する最終処分場へ収集運搬する事業も行っている。

また、当組合において処理している産業廃棄物のうち、古物として扱えるものが含まれている場合がある。これらをすべて埋め立てることにより、当組合の最終処分場の容量を圧迫する恐れがある。そこで当組合が独自に古物商の許可を取得、組合員から排出される産業廃棄物のうち、再生資源（主に鉄くず）及びチップ（木くずを破砕機にて細かくしたもの）を、有価物としてリサイクル業者等に共同販売している。

No.22 除排雪及び道路維持業務



宗谷道路環境事業協同組合

組合代表者	小谷 寿広	設立年月	平成17年11月
組合地区	稚内市、豊富町、天塩町、 幌延町、浜頓別町、 猿払村	組合員資格	土木事業
組合員数	13	出資金額	6,500千円

設立の経緯

公物維持管理業務及び道路除排雪作業という業務の特性上、その平準化、経営の合理化が極めて困難である一方、住民の安全性や生活路を確保するという社会的使命を担うため、迅速な対応と短時間の集中的、合理的な作業が求められ、特に道路維持作業車両・資材などの設備は、最大の作業量を想定した過大設備を常に保有することとなり、個々の経営努力だけでは克服しがたい現状であった。そこで、更なる業務の効率化を図り、組合員の経済的地位の向上と福利厚生 の充実を目的として協同組合を設立した。

事業活動の内容

事業名：除排雪事業、道路・河川等の維持補修業務及び道路・河川等の管理パトロール業務の共同受注

北海道宗谷総合振興局 稚内建設管理部 事業課から下記の業務を受注している。

- ①公物維持管理業務（道路・河川・海岸の維持管理業務及び道路・河川等のパトロール業務）
- ②除排雪業務

北海道宗谷総合振興局 稚内建設管理部からの受注業務を組合として一本化したことにより、組合員に安定的な受注が確保され、業務の効率化と経営の合理化が図られている。また、各業務の迅速な対応と短時間の集中的な業務遂行が可能になったほか、稼働の効率化にもつながり、協同組合の設立により大幅な業務効率の改善が図られ、組合設立以前の課題を克服している。

No.23 維持修繕業務



芽室町維持修繕協同組合

組合代表者	青木 昇	設立年月	平成27年5月
組合地区	芽室町	組合員資格	土木事業者
組合員数	6	出資金額	900千円

設立の経緯

芽室町では、住民の重要な生活手段である町道の維持管理業務を町内の業者に発注したいと考えていた。しかし、町内の事業者によっては、事業規模の関係上、施工が難しい業務もあり、それを賄うため組合を設立して受注窓口を一本化して欲しいと町からの強い要望があった。それに応える形で平成27年に町内の土木事業者5者により協同組合の設立に至った。

事業活動の内容

事業名：維持修繕業務の共同受注

芽室町から町道にかかる下記の業務を受注している。
 ①市街地道路施設維持管理
 ②郊外地道路施設維持管理
 町と組合との契約後、受注した各業務の執行は、理事会等で選定された担当の組合員企業が業務を行っている。
 町としては、組合設立による窓口の一本化により、以前に比べ大幅な発注業務の効率改善効果があり、道路の補修等の維持管理が迅速且つ早急に行える。また、組合員が道路維持修繕業務に関わる機会が増加し、芽室町及び町民からの多様な要望に応えられるようになり、より安全で高度な道路維持の修繕業務を提供する事が可能であり、極めて有効な形態であると評価されている。また、将来的には公園等の維持業務受注も目指している。

No.24 道路維持管理及び除排雪業務



幕別企業協同組合

組合代表者	額縁 明	設立年月	平成18年11月
組合地区	幕別町	組合員資格	土木事業者
組合員数	3	出資金額	150千円

設立の経緯

当時、近年の土木建設事業が減少している中、同業者が集い個々の事業経営や施工の現況を共有し、今後の対応を検討していた。その際、幕別町が行っていた町道の維持管理及び除排雪業務を組合で共同受注できないか町に相談したところ、町としても受注窓口が一本化されることから効率よく発注できることもあり、平成18年に町内の土木事業者6者を組合員として協同組合設立に至った。

事業活動の内容

事業名：道路維持管理及び除排雪業務の共同受注

幕別町から町道(忠類地区等を除く。)にかかる下記の業務を受注している。
 ①道路維持管理
 ②除排雪
 町と組合との契約後、受注した各業務の執行は、理事会等で選定された担当の組合員企業が業務を行っている。
 町としては、道路維持管理及び除排雪の各業務を組合設立による窓口の一本化で発注業務が集約され、時間短縮及び業務の効率が改善された。また、道路の補修や除排雪等の各業務において、より高度な技術、精度が要求される状況下、組合を設立することで技術や情報等の共有化が組合員企業間において図れることから、迅速かつ適切な業務遂行が可能となる。よって、組合のスケールメリットを活かせる観点からも極めて有効な形態であると評価されている。

No.25 道路維持管理及び除排雪業務



鹿追建設業事業協同組合

組合代表者	三井 福成	設立年月	平成16年5月
組合地区	鹿追町	組合員資格	土木工事業者
組合員数	12	出資金額	360千円

設立の経緯

町内の企業が個々に受託していた鹿追町区域の町道の除排雪業務、道路維持業務、草刈業務等の受注業務を一元管理し、作業に伴う運転手、作業員、巡回指導員の確保やその技術及び資質の向上により安全でより高度な業務を提供するとともに、組合員の経済的地位の向上や福利厚生の実現を図ることを目的に協同組合を設立した。

事業活動の内容

事業名：道路維持管理及び除排雪業務等の共同受注

鹿追町から下記の業務を受注している。
 ①除排雪業務及び道路維持管理業務
 ②環境管理業務（草刈り作業等）
 ③個別排水処理施設の維持管理業務
 除排雪業務及び道路維持管理業務については、組合員がそれぞれ分担して施工している。地域の生活道路など重要な基盤の維持向上に役立っている。

No.26 スクールバス運行受託



浜中輸送事業協同組合

組合代表者	赤石 美枝子	設立年月	平成25年3月
組合地区	浜中町	組合員資格	一般貨物自動車運送業
組合員数	4	出資金額	2,000千円

設立の経緯

浜中町においては、同町内において学校に通う児童等の通学手段として、スクールバスの運行を行っていたが、バス運行に携わる人員の確保について将来的に危惧していた。
 同時期、同町内の貨物運送事業者については仕事量が減少しており、ドライバーのキャリアを活かした仕事を模索していたところであり、役場と事業者のニーズが一致し、協同組合が設立された。

事業活動の内容

事業名：自治体などが行う有償運送の共同運行

浜中町から下記の業務を受託している。
 ①スクールバスの運行
 具体的には、同町が所有する車両10台の提供を受け、組合員企業4社により町内の運行路線を地区分けし、児童・生徒の通学手段としての役割を果たし、直近年度においては5千万円超の委託を受けている。
 同組合による共同事業の実施により、同町の課題となっていた運行人員の安定確保を実現し、組合員事業者にとっては貨物運送事業が減少する状況において、自社で雇用するドライバーのキャリアを活かした仕事を確保することが可能となり、事業確保とともにドライバーの雇用維持を実現することができた。
 また、スクールバスの運行を民間に委託することにより、従来、同町の教育委員会が対応していた利用者との連絡・調整について組合が行うこととなり、自治体の負担軽減にもつなげることができた。

No.27 除排雪・道路維持・河川等維持管理及びパトロール業務



釧路道路整備協同組合

組合代表者	福岡 功和	設立年月	平成16年9月
組合地区	釧路市、白糠町、鶴居村	組合員資格	総合工事業
組合員数	21	出資金額	3,850千円

設立の経緯

組合設立以前は、業界個々の事業者で当時の釧路支庁から道路維持管理及び除排雪を受託していたが、多岐にわたる住民の要望や、より複雑で精度の高い道路維持管理には限界があった。そこで、協同組合の設立によって得られるメリットを活かし、事業の効率化及び業務の合理化を図り、組合員の経済的地位向上と福利厚生の実現を目的に設立された。

事業活動の内容

事業名：除排雪、道路・河川等維持管理業務及び道路・河川等のパトロール業務の共同受注

北海道釧路総合振興局釧路建設管理部事業課から下記の業務を受注している。
 ①道路の除排雪業務及び道路維持業務
 ②河川等維持業務及び道路河川等の巡回業務
 共同受注により、受注窓口の一元化を図り、業務及び事務作業の円滑化、かつ効率化を図る。また、平成23年には、除排雪業務及び道路維持管理業務のほかに、釧路建設管理部からの委託を請け負うことを目的として「河川等の維持管理業務及びパトロール業務の共同受注」を組合の共同事業として新たに追加した。
 協同組合としてのスケールメリットを活かし、配車・稼働の効率化や、受注・報告といった一連業務の合理化を図り、協同組合設立以前の課題を克服している。現在では、釧路市、白糠町、鶴居村の広域にわたる地域の要請にも柔軟に対応し、より安全でより高度な技術を用いる道路維持管理業務に努めている。

No.28 石油製品共同受注



官公需適格組合(物品納入等)

釧路地方石油業協同組合

組合代表者	豊田 高明	設立年月	昭和29年9月
組合地区	釧路総合振興局及び根室振興局管内	組合員資格	石油販売業
組合員数	109	出資金額	4,358万円

設立の経緯

第二次世界大戦後、発電所の燃料やあらゆる工業製品の素材として石油が利用され、世界的に石油開発が進められていた。同時期の日本でも、石炭から石油へのエネルギー革命が諸外国にも増して著しく進展し、釧路地方においても石油が地域の発展に不可欠となっていた。そのような状況で本組合は、昭和29年に石油小売業者12名が集結し、経営の近代化を進め、石油製品類を地域に安定して供給することを目的に設立された。

事業活動の内容

事業名：石油製品類の共同受注

釧路市をはじめ、根室市、中標津町、釧路町から、市・町の施設への石油製品類の納入を受注している。釧路市については、主に下記の施設へ納入している。
 ①上下水道施設（A重油、軽油、灯油）
 ②市立病院（灯油、重油）
 ③消防署（ガソリン、軽油、重油）
 ④児童会館・児童センター（灯油）
 ⑤釧路市民防災センター（重油）
 平成6年に官公需適格組合証明書を取得し、十分に責任をもって納入ができる組合体制が評価され、同年、釧路市と共同受注契約を締結。その後着実に実績を積み重ね、現在では上記の市・町からも共同受注を行い、安定した事業を展開している。平成21年には、釧路市と災害時に石油類の優先給油等を行う内容の、災害時燃料供給に関する協定を締結。その後も各自治体との災害協定を順次締結しており、釧路地域住民の安心・安全に寄与している。

No.29 除排雪及び道路維持管理



小清水町委託事業協同組合

組合代表者	今井 篤	設立年月	平成18年3月
組合地区	小清水町	組合員資格	土木工事業者等
組合員数	12	出資金額	1,200千円

設立の経緯

小清水町では、行財政改革推進計画において、行政事務・事業の見直しと民間委託・指定管理者制度の導入を基軸に行財政改革を従来より推進している。平成18年3月、小清水町内の土木工事業者、電気工事業者等により町発注の町道の維持管理、公共施設等の管理運営に係る受注施行体制を確立する必要があり協同組合の設立に至った。

事業活動の内容

事業名：除排雪事業の共同受注、公共施設等の管理運営の共同受注

小清水町から下記の業務を受注している。

- ①町道の除排雪及び維持管理
- ②スクールバス運行事業
- ③町所有の公共施設等の維持管理

町が策定した行財政改革大綱における推進計画に基づき、行財政の効率化や直営事業の見直しを図り、多様化及び高度化している住民サービスに柔軟に対応していく行政システムを構築している。その背景としては、国からの地方交付税の削減や住民サービスに対する行政の責務が増大する中において効率的かつ効果的な行政運営を目指してしていく必要があることが一つの要因である。組合設立当初は、町道の除排雪を主体事業として取り組んでいたが、平成20年度以降は、同事業に加え、町道の維持管理、スクールバス運行事業及び町営施設の管理運営を指定管理者として当組合が受注請負している。設立以来、年々着実に実績を積んでおり、組合事業を通して組合員の事業機会の拡大につながっているだけでなく、町が取り組んでいる行政運営の効率化及び住民サービスの向上に多大な貢献をしていることから高い評価を得ている。

No.30 公共施設維持管理業務



官公需適格組合(物品納入等)

北見造園緑化事業協同組合

組合代表者	木村 清	設立年月	平成26年12月
組合地区	北見市	組合員資格	建設業
組合員数	9	出資金額	900千円

設立の経緯

北見市は、日照時間が長く、本州に比べ低湿度で夜が過ごしやすいため、スポーツに適した環境として、夏季には社会人トップリーグのラグビーチームをはじめ、大学・高校のラグビーチームの練習や強化試合が市内の各グラウンドで行われている。一方で、グラウンドの芝生の管理は刈込、施肥、目土、散水、病虫害防除、雑草防除など、管理作業は多岐に亘るうえ、各作業においては経験に基づいた高度な技術と知識が不可欠である。市は、「合宿の里きたみ」として合宿の誘致活動を展開してきており、毎年延べ1,500人超の競技選手が同市に合宿(長期滞在)することによる地元への経済効果も大きい。合宿人口が年々増加傾向にある中、平成26年市と民間事業者との協働による市有施設の一元管理体制を確立するため協同組合を設立した。

事業活動の内容

事業名：公共施設等の運営及び維持管理業務等の共同受注

北見市から下記の業務を受注している。

- ①屋外スポーツ施設維持管理業務
- ②フラワーパラダイス管理業務
- ③市内球技場芝補修業務等

北見市からの請負業務については、組合が市との請負契約を締結した上で組合内に設置している「技術管理委員会」にて施工管理を行っている。組合を設立したことにより、組合員全体の施工能力の増大が図られ、個々の組合員では受注困難な工事の受注確保が実現した。更には工事の時間的コストの低減や規格品質の統一化による適正な施工が図られたことにより、組合員企業の体質強化につながっている。北見市としても民間のノウハウを活かした施設運営は、各施設の付加価値が高まり、魅力ある施設への移行が実現したことは市民サービスの向上をはじめ地域経済や産業の活性化が期待できるものとしている。



雄武ノースクリエート事業協同組合

組合代表者	久保 元	設立年月	平成15年10月
組合地区	雄武町	組合員資格	建設業、土木業等
組合員数	10	出資金額	3,300千円

設立の経緯

設立当時、建設業界は公共事業の縮減などにより、非常に厳しい環境にあった。そこで、地域の建設業者・運送業者などが集結し、各社の余剰力を新分野に発揮させようと協同組合を設立した。協同組合設立後は、主要な地域産業である農業をバックアップするため、農業コントラクター業務（農作業の受委託）の共同受注を主体に行ってきた。現在は、同事業に加え、町役場より除排雪や道路維持、スクールバスの運行管理業務を始め、町発注の多くの業務を受託している。

事業活動の内容

事業名：除排雪事業、道路維持事業、自動車運行業務、農業サービス事業 等の共同受注

雄武町等から下記の業務を受注している。
 ①除排雪・道路維持業務（雄武町）
 ②スクールバス運行業務（雄武町）
 ③教育・福祉施設管理委託業務（雄武町）
 ④農業コントラクター業務（JA北オホーツク）
 雄武町からは、除排雪・道路維持、スクールバス運行監理、公共施設管理など、町発注のほとんどの管理業務を受託しており、地域住民の生活基盤を支える大きな役割を果たしている。また、設立当初からの事業である農業コントラクター業務は、建用重機を使用することで、組合員各社のノウハウを農作業に活かすことができ、人材不足に悩む農業者の経営安定化に大きく寄与している。

受注する業務別組合索引

主な受注する業務	組合名及び掲載ページ数
道路維持業務	千歳市環境整備事業協同組合（8P） 総合環境整備協同組合（10P） 宗谷道路環境事業協同組合（19P） 芽室町維持修繕協同組合（21P） 幕別企業協同組合（21P） 鹿追建設事業協同組合（22P） 釧路道路整備協同組合（23P）
廃棄物等収集運搬業務	江別リサイクル事業協同組合（7P） 小樽資源リサイクル協同組合（9P） 苫小牧廃棄物協同組合（12P） 渡島環境管理協業組合（14P） 富良野地区清掃事業協同組合（18P） 豊富町産廃処理協同組合（19P）
公園等施設維持管理業務	石狩総合管理協同組合（8P） 美瑛施設管理協同組合（17P） 士別環境維持管理協同組合（17P） 小清水町委託事業協同組合（24P） 北見造園緑化事業協同組合（24P）
各種建設工事等受注業務	白老建設業協同組合（12P） 函館地方量商協同組合（14P） 函館市排水設備指定業者協同組合（15P） 北星開発事業協同組合（18P）
バス運行受託業務	浜中輸送事業協同組合（22P） 雄武ノースクリエート事業協同組合（25P）
上下水道施設等維持管理業務	小樽市管工事業協同組合（9P） 岩見沢公共施設維持管理事業協同組合（10P）
石油製品納入業務	夕張エネックス協同組合（11P） 釧根地方石油業協同組合（23P）
その他	江別環境サービス協同組合（7P）～墓園の維持管理 岩見沢印刷業協同組合（11P）～広報誌の印刷業務 函館機械メンテナンス協同組合（15P）～除雪機械等の整備業務

お気軽にご相談ください！

本部	〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル内	011-231-1919
道南支部	〒040-0063 函館市若松町6番7号 三井生命函館若松町ビル内	0138-23-2681
上川支部	〒070-0043 旭川市常盤通1丁目 道北経済センター内	0166-22-5601
十勝支部	〒080-0013 帯広市西3条南9丁目 帯広経済センター内	0155-22-9666
釧根支部	〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 道東経済センター内	0154-41-1545
網走支部	〒093-0013 網走市南3条西3丁目 網走産業会館内	0152-44-2361
胆振支部	〒050-0083 室蘭市東町4丁目29番1号 室蘭市中小企業センター内	0143-45-8104
空知支部	〒068-0021 岩見沢市1条西1丁目16-1 岩見沢商工会議所内	0126-22-3445
宗谷支部	〒097-0022 稚内市中央2丁目4番11号 宗谷経済センター内	0162-23-4400
後志支部	〒047-0024 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市産業港湾部内	0134-32-4111



連携の絆を深め、輝く明日へ

北海道中小企業団体中央会
Hokkaido Federation of Small Business Associations

平成31年3月作成